

令和7年10月8日

経済戦略局企画総務部総務課長以下、市職経済局支部長以下

(組合)

それでは、「2026年度業務執行体制にかかわる要員確保に関する申し入れ」について、交渉を行う。

まず、申し入れる前に、現在の要員配置状況について見解を伺いたい。

我々としては、今年度の要員の配置に関して、職制が自らの責任のもとに「業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していく。」との回答を受け、概ね了承してきたところであるが、組合員からは「職員数が少なく休暇が取得やテレワークの実施が難しい」「業務繁忙のためワーク・ライフ・バランスが保てていない」「局長レクが本庁で実施されているため移動時間及び開始時刻が大幅な遅延による待機時間により業務が進まない」などの声を聞いている。

なぜこのような状態となっているのか、どのように業務整理を行ったのか明確に回答をされたい。

以上の点について、職制としての現時点での見解を伺いたい。

(局)

平素は、支部長をはじめ、大阪市職員労働組合経済局支部の皆様方には、当局の円滑な業務執行に関し、何かとご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま、ご質問いただきました内容について、当局としての見解をお示しいたします。

まず、職員のワーク・ライフ・バランスの推進については、これまで所属としても、職員への周知、啓発に努めるとともに、特に管理監督者に対しては、日ごろから積極的にコミュニケーションを取って部下職員の状況把握に努めるよう啓発を行うなど、風通しの良い職場環境づくりなどの取組みを進めているところです。

引き続き、支部の皆様方への情報提供はもちろん、職員の健康管理及びワーク・ライフ・バランスに配慮しながら取り組んでまいり所存ですので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(組合)

ただいま、課長から現在の状況について見解が述べられたが、組合として現在の要員配置状況は適切な配置になっているとは言い難いと捉えている。一部の職場や職員に業務が集まり、超過勤務等が集中している状況が見受けられる。これらは、「仕事と人」の関係整理が適正に図られていないことやマネジメントが効いていないことにより発生していると認識している。適正な業務執行体制の構築にあたり業務量・業務内容に見合った要員配置となるように改善を求める。

次に、次年度の要員確保の申し入れにあたって、所属の基本的な認識を確認しておきたい。

我々としては、業務内容・業務量に見合った執行体制と、労働強化をきたさない要員配置が必須であり、職場における業務の遂行が、超過勤務の増加や、休暇の未消化日数の増加といった勤

務環境の悪化の上に成り立つものではないと考えている。

業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう申し入れると共に、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について詳細な情報提供を行うよう求めるものである。

それでは、次のとおり申し入れる。

<申し入れ文 手交> ～読み上げ～

(局)

ただいま、「2026年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保」に関する申し入れを受けただころであります。現在の当局としての考え方を示いたします。

本日、申し入れのあった各項目につきましては、もっぱら本市の機関の判断と責任において処理する管理運営事項を除く、局として交渉すべき事項について、支部の皆様方と適宜交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。

また、今後、申し入れの項目以外でも勤務労働条件など交渉の対象となる事項が生じた場合につきましては、支部の皆様と十分協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(組合)

ただいま、課長から勤務労働条件等に関しては支部との誠意ある交渉をもって解決するとの方向性が示された。我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、単なる数字合わせ的な人員削減は許されるべきではなく、本来、要員の確保については「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じて労使合意をめざすべきものであり、現場状況を顧みない一律的な要員数削減は断じて認められるものではない。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について、「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるもので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、何点かにわたり申し入れ項目に補足したいので合わせて回答をお願いします。

今後労使交渉・協議を進めるにあたって「事務事業の見直し」を含めて、次年度に執行する業務を確定させ、その業務に見合う要員を配置するという、いわゆる定数配置を基本と考えているが、次年度についても欠員が発生しないよう求めるとともに、所属の認識を伺いたい。

職員ひとりひとりが健康で働きつづけられる職場環境づくりが求められている。安全衛生の観点からも、より一層、超過勤務を縮減し、年休等取得促進に努力されたい。また、仕事と家庭の両立への支援は社会的により重要性を増しており、所属として子育てしやすい職場環境づくり

に努力されたい。

超過勤務の内容については、毎年のように単年度要素との回答があるが職制が自らの責任を果たしていない結果となっていることを真摯に顧みる必要がある。超過勤務の内容について精査し、早急に改善を図ること。

ハラスメントにかかる対策について、大阪市は 2015 年に策定された「パワーハラスメントの防止等に関する指針」および運用の手引きを策定している。今後も、引き続き快適な職場環境の構築に努め、あらゆるハラスメントの防止に向けて努力されたい。支部としても引き続き本部と連携しながら注視してまいりたい。

職員ボランティアに関しては、ボランティア活動そのものを否定するものではないが、職員のボランティア従事ありきの事業実施体制や従事の強制、また、事業費削減、公費投入の代替手段といったことがないよう、改めて強く申し入れるとともに所属の認識を伺いたい。

申し入れに先立って伺ったが、局長が局長室のある ATC に全く来ていないと聞いているが局長が局長室に来ないことによって、職員の市内出張費が嵩むとともに、本来不要な移動時間も生じている。これらの実態について改善を図ること。

A T C 庁舎において、安全衛生委員会で今年度当初に返答を頂いている、空調・ロッカー等の改善について一向に進んでいない。職員の労働環境は後回しでいいということか。また、防災対策が不十分な点も指摘させて頂いているが、オフィス家具の転倒防止対策はもちろんのこと、床上配線等も職員導線上にあるなど、安全対策はかなり不十分となっている。早急に改善されたい。

以上の点についても回答をお願いする。

(局)

ただいま、組合側から数点にわたる指摘を受けたところであります。

私どもとしましては、事務事業の再構築を行うことなく、単に職員数の削減だけを行うことは、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに対応できなくなることから、事務の簡素化による見直し・委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えております。業務執行体制の確立にあたっては、事務事業の精査を加えながら、年度当初に必要な体制を確立していきたいと考えております。

時間外労働時間の縮減については、「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って、職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、労働安全衛生対策については、引き続き安全衛生委員会を定期的に開催し、職員の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

仕事と子育ての両立については、令和 3 年度から令和 7 年度までを取組期間とする「大阪市特定事業主後期行動計画」の後期計画のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら、安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できる職場づくりに、引き続き取り組んでいくべきものと認識しております。

イベント等開催時の職員ボランティアに関しては、あくまでも職員の方々の自発的な協力をお願いするものであり、ボランティアの皆さまには、ボランティア活動として事務事業を補佐する役割を担っていただいております。今後も、依頼の際には誤解の生じることのないよう、適切な

周知に努めてまいります。

A T C庁舎安全衛生委員会で指摘された事項等、対策が必要と判断されたものにつきましては、対策を行うための物品の調達等を進めているところです。なお、当局における個々具体の事案に対しては、A T C、分室の安全衛生委員会、及び局安全衛生委員会を通じて、真摯に議論を重ねるとともに、関係所属とも連携を図り、具体の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、個別の職員の出張命令等に関する事項につきましては、管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行う事項と認識しています。しかしながら、業務の特性上、出張対応なども多く発生するところではありますので、今後も業務内容・業務量に見合った業務執行体制の構築を計るとともに、より一層の業務執行の効率化等に向け取り組んでいきます。

以上を踏まえ、市民サービスの低下を招くことなく、効率的・効果的な業務執行体制を構築するとともに、職員の労働安全衛生の充実に努めてまいりたいと考えており、また、今後とも、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、適宜、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(組合)

ただいまの、所属からの回答については一定の理解はするものの、引き続き人員マネジメントにおける削減状況と業務執行体制との関係について整理された時点で説明を求めておく。そのうえで、職場安全衛生にかかる事項は労使交渉事項である、早急に改善されることを求める。また、このような状況に至っていることは、管理監督者が日頃から職場環境を顧みない結果である。局長が本来の局長室に全く現れず本庁分室にのみしか居ないことが最たるものであるが、配線などは中には半年以上放置されていた。改めて管理監督者に職場安全衛生に対する周知をおこなわれない。

最後に支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2026年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。「勤務労働条件に関する交渉にあたっては、交渉に関わる必要な資料を提供することは当然」とする考えが総務局からも表明されている以上、所属として真摯に現場・組合員と向き合った対応を行うよう指摘し、本日の申し入れにかかる交渉を終える。